

復 命 書

2014年 月 日

園長	副園長	部長	部長	担当

出張者	職名 生活支援員 氏名 永井香帆			
出張目的		出張先		
出張期間	1月 26日			
目的用件				
経過 結果 意見	園内職員研修として、今年の4月より施行される「障害者差別解消法」をテーマに研修を行いました。			
	「障害者差別解消法」とは、障がい理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、国の行政機関等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。			
	「差別をしてはいけないこと」これは、誰もが理解していることだと思いますが「どこからどこまでが差別ですか」と聞かれた際に断言出来る方は、少ないのではないかと思います。そこで、この法律が「何が差別なのか」をきちんと判断出来る「ものさし」として必要になります。また、目的としては上記にも書いてありますが、障がいがあってもなくても、誰もがお互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたり出来るように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生生活の実現です。決して、障がい者を特別扱いする法律ではなく、憲法や人権条約で保障されている権利を、障がい者にも同じように保障するものです。また、この法律の対象は、障がいのある方、全ての方が対象になります。障がい者手帳を持っていなくても対象になります。			
	【障害者差別解消法】という法律が出来ないと差別がなくなっていくのは、悲しいことですが、この法律によって少しでも早く差別が減っていき、障がいのある方とない方との溝がなくなると良いと思います。			
	障がい者といっても、いまだ身体障がい者のイメージが強く、一般には知的障がい者の認識度はまだ低いと言えます。企業等の対応がこの法律により変わってくると思いますが、これからも施設としては、知的障がい者がどのような方々であるのかを広く知っていただけるように努め、礼儀等の社会的マナーも可能な範囲で身に付けていくことで、より早く双方の溝や見方が変わってくるのではないかと考えます。			